

# 品川区中国残留邦人等地域生活支援要綱

制定 平成21年2月4日 区長決定

要綱第13号

## (目的)

第1条 この要綱は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）による支援給付を受ける者およびその親族（以下「被支援給付世帯等」という。）に対し、永住帰国した中国残留邦人等が、長期にわたって帰国がかなわず、帰国後も言葉、生活習慣等の相違から地域社会で生活していく上で様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、地域の一員として自立した生活が送れるよう支援することを目的とする。

## (対象)

第2条 この支援の対象は、法第2条第1項に規定する者、施行規則（平成6年厚生省令第63号。以下「省令」という。）第10条に規定する親族で現に支援給付または生活保護を受けている者および法第14条第1項の規定により現に支援給付を受けている配偶者をいう。

2 前項の規定にかかわらず省令第10条に規定する親族で、現に生活保護および支援給付を受けていないが、品川区の福祉に関する事務所設置条例（昭和40年品川区条例第5号）に定める福祉に関する事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が特に必要と認める者を支援の対象とすることができる。

## (支援の種類)

第3条 支援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 自立支援相談事業
- (2) 中国語等通訳派遣事業
- (3) 就労相談事業
- (4) 巡回健康相談事業
- (5) 日本語教育支援事業
- (6) その他区長が定めるもの

## (自立支援相談事業)

第4条 前条第1号に定める自立支援相談事業は、自立支援相談員が、窓口および個別訪問により、次の事務を行う。

- (1) 中国残留邦人等の日常生活等の相談に応じ、必要な援助を行う。
- (2) 中国残留邦人等の通訳派遣に際し、必要な調整を行う。
- (3) 中国残留邦人等の就労について、就労相談員と連携をとり、技能習得および雇用の安定に努める。
- (4) 中国残留邦人等の健康管理について把握に努め、区民健康診査や巡回健康相談の受診を援助する。

## (中国語等通訳派遣事業)

第5条 第3条第2号に定める中国語等通訳派遣事業は、申請により、次の場合に通訳を派遣する。

- (1) 中国残留邦人等が巡回健康相談を受けるとき
- (2) 中国残留邦人等が医療機関を受診するとき
- (3) 中国残留邦人等が国や都等の行政機関窓口において諸届を提出するとき

- (4) 中国残留邦人等が学校生活において学級懇談会の出席や進路相談をするとき
- (5) 中国残留邦人等が介護保険に基づく介護認定、訪問介護サービスを受けるとき
- (6) その他福祉事務所長が必要と認めるとき

(就労相談事業)

第6条 第3条第3号に定める就労相談事業は、就労相談員が次の事務を行う。

- (1) 中国残留邦人等の就労相談にのり、就労支援を行う。
- (2) 中国残留邦人等に日本の労働事情、雇用慣行および地域の職業事情について情報提供を行う。
- (3) 中国残留邦人等の就労支援のため、公共職業安定所、企業等に同行し、就労を支援する。
- (4) すでに就労している中国残留邦人等の離職を防ぐため、相談および支援を行う。
- (5) 区内企業等の雇用主や人事担当者に中国残留邦人等の状況を周知し、職場の開拓に努める。

(巡回健康相談事業)

第7条 第3条第1項第4号に定める巡回健康相談事業は、被支援給付世帯等に年1回以上健康相談員を派遣して、健康相談または健康指導を行う。

(日本語教育支援事業)

第8条 第3条第1項第5号に定める日本語教育支援事業は、申請に基づき、別に定める日本語学校の入学金および授業料を支給する。

(委任)

第9条 事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

付則

この要綱は平成21年2月1日から適用する。